

JMRC近畿 個人会員 のご案内

JAF近畿地域クラブ協議会（JMRC近畿）は、個人会員の相互扶助およびモータースポーツの振興を図ることを目的として運営しています。またJAF公認競技会に参加する会員を対象とし、危険が伴うモータースポーツ競技会参加中の不慮の事故に備え、競技に参加する会員間の相互扶助の精神による見舞金制度を運用しております。

2017年度から
JMRC近畿シリーズ参加時の
会員料金（参加料1,000円割引）適用
厳格化

JMRC近畿個人会員に入会すると、JMRC近畿各シリーズ（ジムカーナ・ダートトライアル・ラリー）の競技会参加料は会員料金が適用されます。

本来であれば競技参加申込み時点で、個人会員に入会済みであることが条件ですが、選手の利便性を考慮し、競技会参加申込み時に個人会員入会申込書を同封（入会申込書＋会費）または、競技会当日の受付で手続きを行えば、その競技会から会員料金を適用またポイント付与することを長年実施してまいりました。

しかし、いくつかの諸問題も発生しており、またJMRC近畿共通規則に則り事前に個人会員に入会して規則を遵守している選手と、そうでない選手との公平性を期するために「会員料金適用」についてルールを厳格化いたします。

2026年度より、所属クラブを通じて個人会員に入会申込みを行う場合は、今までのように各自で入会申込書に記入する必要がないデータでの申込みも開始いたします。詳しくは、所属クラブへお問い合わせください。

ジムカーナ部会ではWEBでの参加申込みが始まります。参加申込みと同時に個人会員の申込みもできますので、詳細は部会HPで確認をお願いします。

入会について

- 対象者**
- ① 競技会参加選手
（競技運転者許可証所持者）
 - ② オフィシャル
（公認審判員許可証所持者・
競技運転許可証所持者）

会費 2,000円

有効期限 入会日から当該年度の
12月31日まで

再発行 手数料：200円
（会員証紛失、当該年度内に所
属クラブ移籍または新規クラブ
加入の場合は、必ず事務局に連
絡の上、再発行手続きを行なっ
てください。）

申込方法 2ページに明記

- メリット**
- ① シリーズポイント付与
 - ② 会員料金適用（年間）
 - ③ 見舞金支給

<入会申込方法> ※詳しくは、JMRC近畿HPの「個人会員入会申込みのご案内」をご覧ください。

■JMRC近畿シリーズ参加選手(ダートトライアル・ラリー) ⇒ 下記(1)~(4)どれでも可

- (1) 競技会参加申込みまでにJMRC近畿事務局へ事前連絡の上で来局し申込み、または競技会参加申込みの約2週間前までに入会申込書と会費を郵送する(1週間内では競技会までに会員証がお手元に間に合わないことがあるため)
- (2) 主催者へ競技参加申込み時、参加料(会員料金)と一緒に個人会員申込書と会費を同封する
- (3) 各自の所属クラブへ申込みを依頼する(データ申込みの場合、入会申込書に記入は不要)
- (4) 競技会当日、個人会員申込書と会費を受付場所へ持参する(この申込方法は要注意!) ⇒ 下記、「重要事項」参照

■JMRC近畿シリーズ参加選手(ジムカーナ) ⇒ 上記ダートトライアル・ラリーの(1)(3)(4)でも可

- (1) 競技会参加申込み(WEB)と同時に申込みする(2026年よりWEB申込み開始のため) ⇒ 詳細は部会HPを確認

■全日本選手権参加選手・JMRC近畿シリーズ戦以外の参加選手・レース参加選手およびオフィシャル登録の方

- (1) JMRC近畿事務局へ事前連絡の上で来局し申込み、または個人会員申込書と会費を郵送する
- (2) 各自の所属クラブへ申込みを依頼する(データ申込みの場合、入会申込書に記入は不要)

※JMRC近畿正会員クラブおよび賛助会員クラブに所属されている場合は、クラブで取りまとめて申込みができますので、詳しくは所属クラブにお問い合わせください。

■所属クラブを通じて申込みを行う場合：

- (1) 2026年度より、データ申込みを開始します。クラブがデータで申込みを行う場合、今までのように各自で入会申込書に記入する必要はありません。入会申込書と同じ内容を所属クラブへ伝えてください。申込み手続きは全て「クラブとJMRC近畿事務局」間で行います。
- (2) 引き続き、今までと同じように入会申込書に記入してクラブで取りまとめた申込みも可能。

※クラブでそれぞれ申込み方法が選べますので、詳しくは所属クラブにお問い合わせください。

■個人で申込みを行う場合：(ジムカーナWEB申込み以外)

手続きは今までと全て同じです。上記の「入会申込方法」(1)または(2)の方法で申込みを行ってください。申込書の案内にも記載しておりますが、申込書の氏名は必ず自署で、また申込書は必ず原本を提出してください。

<参加申込み時に個人会員未入会の選手に対する救済措置>

競技会参加申込み時に「参加料(会員料金)」+「個人会員入会申込書」「会費」を同封して競技会主催者へ申込みを行なった場合、主催者からJMRC近畿事務局へ入会申込み手続きを行なっていただけます。

ただし、参加申込み時に金額が不足していたり個人会員入会申込書が同封されていない場合は、この救済措置は受けられませんので、ご注意ください。

<重要事項>

(1) 参加申込み時に「個人会員入会申込書」「会費」を同封していない選手で、当日入会希望の場合は、「非会員料金」での参加申込みとし、当日受付時に「個人会員入会申込書」「会費(2,000円)」をお支払いください。この場合に「会員料金」で申込みを行なった場合、非会員料金との差額(1,000円)を当日受付時にお支払いいただきます。

(2) 参加申込み時に既入会者として会員料金で申込みを行なったが、当日受付時に会員証の提示がない場合は、非会員料金との差額(1,000円)を当日受付時にお支払いいただきます。また当日入会希望の選手は、「個人会員入会申込書」「会費(2,000円)」+非会員料金との差額(1,000円)を当日受付時にお支払いいただきます。・・・差額1,000円は、あくまでも参加料です、JMRC近畿事務局ではなく主催者へ支払われます。

⇒ つまり、競技会までに個人会員に入会済みか、参加申込み時に入会申込書と会費を同封しなければ会員料金が適用されないということです。ご注意ください。



注意事項!

競技会当日の受付時に、当該年度の「JMRC近畿個人会員証」(入会受領証も可)または「各地区のJMRC会員証等」の提示が必須です!! (※いかなる理由であっても、非提示の場合は非会員とみなし、会員料金との差額1,000円を受付でお支払いいただきますので、必ず競技会受付で会員証等の提示をしてください。)

《所属クラブを通じて申込みされる場合》

2026年度より、データ申込みを開始します。

クラブがデータで申込みを行う場合、今までのように各自で「入会申込書」に記入は不要ですが、入会申込書と同じ内容を所属クラブへ伝えてください。見舞金受取人は、基本「法定相続人」となり、それ以外の方を希望される場合は記入いただいておりますが、JMRC近畿では申込者の法定相続人がどなたか分かりません。その場合、受取人不明でお支払いできないことも考えられます。

そのような理由でお支払いすることができない事態を避けるため

申込者が希望される方を必ず、クラブへ伝えてください。

また、引き続き今までと同じように入会申込書に記入してクラブで取りまとめたの申込みも可能です。

クラブでそれぞれ申込み方法が選べますので

詳しくは所属クラブにお問い合わせください。

参加する競技会の「参加申込み」の約2週間前までには、所属クラブから事務局に届くよう日数に余裕を持ってクラブに申込み依頼をしてください。（1週間内に申込みいただいた場合、競技会当日までに会員証がお手元に届かない場合があるため）

下記は、通常の入会申込書を使用して申込みされる方についての案内です。

《所属クラブを通さず、個人で申込みされる場合》

今までと全て同じです。各自で「個人会員入会申込書」にご記入ください。

氏名は必ず『自署』で、申込書は必ず原本を提出してください。

1) 事務局に来局し申込みを行う場合

参加する競技会の参加申込みまでに来局され手続きを行なってください。

基本、会員証はその場で発行いたしますが、休みの場合は当日発行できませんので、JMRC近畿ホームページ（トップページ右下の「事務局カレンダー」）で在席日を確認し、必ず事前連絡の上で来局をお願いいたします。

※事前連絡なく来局された場合、JAF大阪支部店頭窓口は閉まっております入館できないため。

2) 入会申込書と会費を郵送される場合

参加する競技会の参加申込みの約2週間前までには事務局に届くよう日数に余裕を持って郵送してください。（1週間内に送付いただいた場合、競技会当日までに会員証がお手元に届かない場合があるため）

※ 申込書の切り取り線から下の部分だけを送付されてくる方がいますが、上の部分は『入会受領証』となっていますので、切り取らずに送付してください。

— 最後に —

1ページ目で説明いたしましたとおり、2017年度からJMRC近畿シリーズ（ジムカーナ・ダートトライアル・ラリー）参加時の『会員料金（参加料1,000円割引）適用が厳格化』されています。

JMRC近畿個人会員の『会員料金』とは、各競技会の参加申込みを行う時点で当該年度の個人会員に入会済みの選手に対して適用され、参加料から1,000円が割引かれるシステムですが、選手の利便性を考慮し、個人会員未入会の選手に対する「救済措置」として、競技会参加申込み時に入会申込書と会費を同封、または競技会当日の受付で手続きを行えば、その競技会から会員料金を適用することを実施しております。

上記の入会方法は、2008年度から「救済措置」として実施してまいりましたが、いまだに多くの選手が本来の事前入会ではなく救済措置での入会をされているのが現状です。

この「救済措置」は長きにわたり実施していることもあり、本来のシステムではなく救済措置がメインになっているようなところがあり、事前に個人会員に入会して規則を遵守している選手と、そうでない選手とでは公平性を欠くとの意見があることも事実です。

また、競技会参加申込み時や当日受付で個人会員の申込みを行い、次戦の受付で会員証の提示を求められると「届いていない」と言われる選手がいらっしゃいます。届いていない場合には、主催者から渡されている「入会受領証」の提示があれば問題ありませんが、それを持参されていないため入会確認が行えません。必ず、競技会当日には入会確認（会員証または受領証）が行えるように準備をお願いいたします。

個人会員に入会される際の「個人会員入会申込書」と、入会後の「個人会員証」には、それぞれ下記が明記されていますので再確認をお願いいたします。

<個人会員入会申込書>

- 会員証は、通常申込書が届いてから1週間以内に共通規則書（ハンドブック）と一緒に「ゆうメール」で送付しています。お申し込み後、2週間経っても会員証がお手元に届かない場合は、必ずJMRC近畿事務局までご連絡ください。
- 受領証は個人会員証がお手元に届くまで競技会当日は必ず携帯してください。

<個人会員証の裏（抜粋）>

- 会員証は競技会参加受付時に必ず提示しなければならない。
- 会員証を紛失した時は必ず再発行を受けなければならない。
- 当該年度内に所属クラブを移籍または新規にクラブに加入した時は必ず再発行を受けなければならない。